

デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画について

〔令和3年12月24日
閣議決定〕

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第1項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき、デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画を別冊のとおり定める。

これに伴い、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）は廃止する。

デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和3年（2021年）12月24日

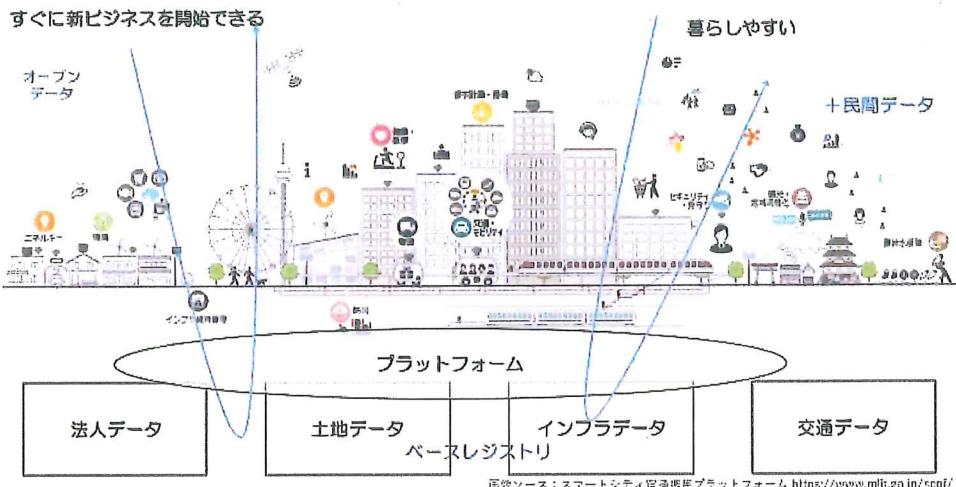
この計画は、デジタル社会形成基本法第37条第1項に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第4条第1項に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、同法第8条第5項の規定に基づき、国会に報告するものである。

5. 包括的データ戦略の推進

【目指す姿】

- ・包括的データ戦略を推進することにより、データの利活用による経済発展と社会的課題の解決を図る。

包括的データ戦略の社会実装に向けたビジョン



フィジカル空間（現実空間）とサイバー空間（仮想空間）を高度に融合させたシステム（デジタルツイン）を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立（新たな価値を創出）する人間中心の社会を実現するため、「包括的データ戦略」²⁹において一定の方向性を示しつつ、「データ戦略推進ワーキンググループ」³⁰においてその戦略推進方策の具体化を行っている。

包括的データ戦略は、行政機関が最大のデータ保有者であり、行政自身が国全体の最大のプラットフォームとなるべく、データの分散管理を基本として、行政機関がそのアーキテクチャを策定し、マイナンバー制度とリンクしたID体系の整備、ベース・レジストリ³¹を始めとした基盤データの整備、カタログの整備等を行うとともに、民間ともオープン化・標準化されたAPIで連動できるオープンなシステムを構築していくことが求められるとし、デジタル庁にその実装の司令塔となることを求めている。

具体的には、デジタル庁の業務を通じて包括的データ戦略を実践していくべく、情報システム整備方針に「行政におけるデータ行動原則」³²を反映させ、情報システム予算のレビューの中でその遵守状況を評価していくこと、準公共分野において包括的データ戦略に基づき付加価値の高いサービスを提供するプラットフォームが提供されるように情報システム整備方針を策定すること、相互連携分野において標準に係る整備方針の策定に当たり包括的データ戦略との整合性の確保を図ること等を求めている。重点項目として、トラスト、プラットフォーム

²⁹ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）別紙

³⁰ 令和3年9月6日デジタル社会推進会議議長決定

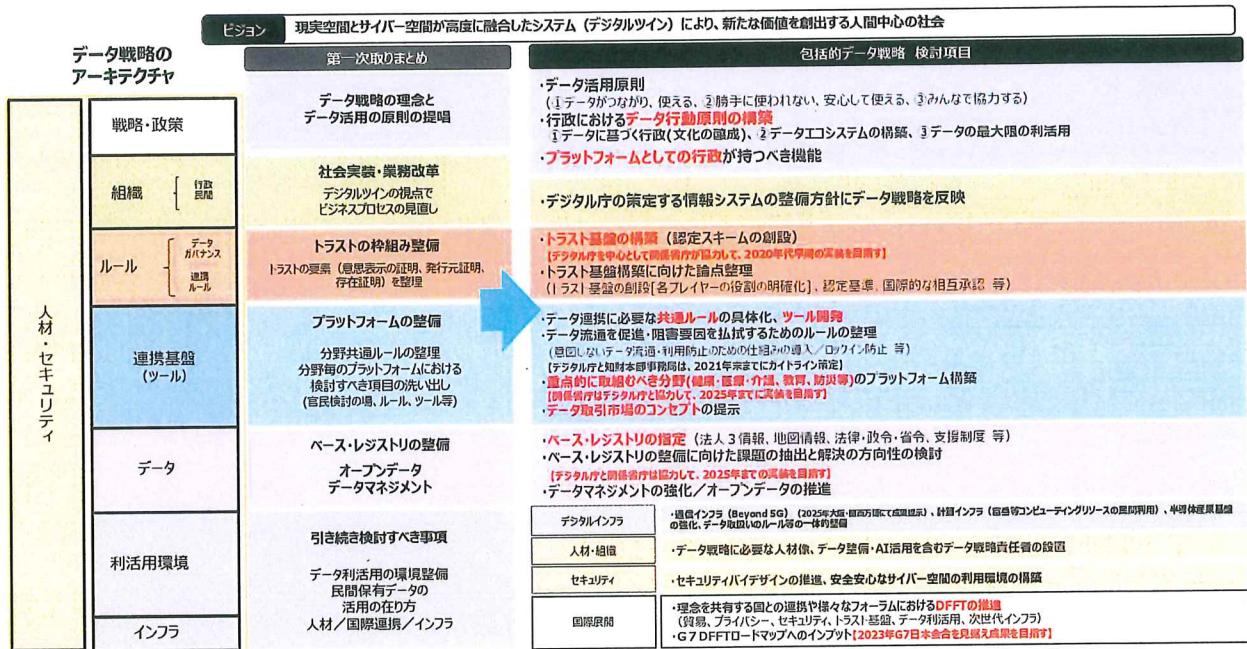
³¹ 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。

³² 包括的データ戦略において、「行政におけるデータ行動原則」として、「データに基づく行政（文化の醸成）」（政策課題に対応するデータの特定、意思決定のためのデータの使用、データ視点での業務の見直し、行政によるデータ作成・提供）、「データエコシステムの構築」（活用・共有を前提としたライフサイクルに配慮したデータ設計・整備、データ標準の活用、データの品質確保、データ資産の整理）、「データの最大限の利活用」（データアクセスのルールの明確化、公開、データアクセス方法の多様化、公開、オープンデータの推進）が整理されている。

ム、データ取引市場とPDS・情報銀行、基盤となるデータの整備、デジタルインフラの整備・拡充を掲げるとともに、組織の在り方や、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の推進に向けた国際連携等についての方針を示している（包括的データ戦略に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

また、これらの取組を推進するため、デジタル庁に置いたデータ戦略統括が、行政・医療・教育・防災等をデータで変えるという視点から、データの整備やAIを含めたデータの利活用などの具体的な政策を担当している。今後、各府省庁の持つデータを洗い出し、その中から必要なデータの特定、データの活用方策の企画を行い、新たな価値の創造を図るため、各府省庁とデジタル庁データ戦略統括との連携を図る。

包括的データ戦略の概要



包括的データ戦略に関する具体的な施策

① トラストを確保する枠組みの実現

フィジカル空間をサイバー空間のデータに置き換えるためには、誰が（主体・意思）、何を（事実・情報）、いつ（時刻）というフィジタル空間の要素をサイバー空間においても「トラストの要素」として再現することが必要であり、これらのトラストを担保する基盤を確立していく必要がある。

そのため、取引や手続に係るデジタル化の阻害要因やトラストのニーズの実態を調査するとともに、これらの種別に応じて必要と考えられる信頼度（アシュアランスレベル）を整理することで、国際的な相互連携の観点にも留意しつつ、適切なトラストサービスの方向性を検討する³³。

トラストを確保した DX 推進サブワーキンググループでの検討結果を踏まえ、令和 4 年度（2022 年度）中を目途にトラストを確保する枠組みの基本的な考え方（トラストポリシー）を取りまとめる。

② プラットフォーム

広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには、「データ連携」とそれを「利活用したサービスを提供」する基盤（プラットフォーム³⁴）の構築が鍵であり、分野を越えたデータ流通を容易にするためのツール³⁵開発とデータの取扱いに係るルールの具体化が重要である。包括的データ戦略においては、プラットフォームの構築に当たって検討する事項として、関係者とその求める新たな価値の分析、そのために必要となるデータの特定、アーキテクチャの策定などが示されたところであり、主要分野のプラットフォーム構築は、これらの検討手順に沿って行っていく。

これまで分野間データ連携基盤については、SIP³⁶においてコネクタ等の機能開発を行ってきた。その運用を担う、一般社団法人データ社会推進協議会（DSA：Data Society Alliance）は令和 2 年（2020 年）12 月に設立され、分野間データ連携に必要なツールとそれを提供するプラットフォームである「DATA-EX」を構築することとされた。引き続き、認証認可を含むトラスト支援機能や分野横断型データカタログなど、必要な機能の開発を行い、安定的かつ持続的な運用に向けての課題の整理、及び実稼働に向けた道筋をつける。

主要分野ごとの具体的なプラットフォームの構築としては、準公共分野及び相互連携分野として示す「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「モビリティ」、「農業・水産業・食関連産業」、「インフラ」、「スマートシティ」を重点的に取り組むべき分野として、包括的データ戦略に示す上記の検討手順に沿って、令和 7 年（2025 年）までのプラットフォームの実装を目指す。

③ データ取扱いルールの実装の推進

これまでに各分野において官民が連携して進めてきたプラットフォーム構築の取組を踏まえ、「データ取扱い一般に関する共通ルール」³⁷や「データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール」³⁸の必要性が確認されたところであり、今後これらに基づいて各分野のプラットフォームにおけるルールの具体化が必要となる。

このため、データ提供者・利用者・取引市場・プラットフォーム運営者といった多様なプレイヤーが守るべき「データ流通の促進と阻害要因を払拭するためのルール」の実装ガイド³⁹を策定しているところである⁴⁰。ガイドが公表された後は、準公共等の各分野にお

いて、プラットフォームが備えるべきルールについて、このガイダンスを参考し検討を進める。

④ データ取引市場と PDS・情報銀行

公正なデータ取引の担保によるデータ流通の促進にあたってはデータ取引市場の構築が重要であり、データにアクセスし利用する権利（データアクセス権）等を設定し、公正・中立で信頼できる運営事業者（Trusted third party）がそれらの取引を仲介することにより、データ流通の活性化とダイナミックな市場形成を実現するものとして、データ取引市場のコンセプトを包括的データ戦略において提示した。

この点、一般的な市場においては、情報収集コストの低減、財産権の保護、相手方の信頼性の確保などの要件が必要となるところ、データについては、無体物であり民法上の財産権が観念されない、無制限な複製が可能、標準的な価値。価格の相場がないといった特性があるため、これらを加味したデータ取引市場の成立要件を整理するとともに、その実装方策についても検討する。

また、国民起点でのサービス設計に資する観点からは、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理・活用できることが重要である。このため、地方公共団体等とのデータ連携や、データの移転・利用を促進するためのデータポータビリティの確保における PDS（Personal Data Store）や情報銀行の活用可能性について検討する。

⑤ ベース・レジストリの整備の推進等

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室は、令和3年（2021年）5月に「ベース・レジストリの指定について」を策定し、社会的ニーズ、経済効果、即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するもの及び今後ベース・レジストリとして整備の在り方を含め検討するものの区分を設け、具体的なデータを指定した。今後、関係府省庁は「ベース・レジストリの指定について」に基づき、ベース・レジストリの整備を行う。その際、

³³ 「データ戦略推進ワーキンググループ」の下に設置された「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ」において検討している。

³⁴ 包括的データ戦略において、プラットフォームはデータ連携基盤（ツール）、利活用環境とデータ連携に必要なルールを提供するものであるとされている。

³⁵ 包括的データ戦略において、プラットフォームにおいては、検索のためのデータカタログ、データ連携のためのコネクタ、ID及びアクセスコントロール、ログ管理、契約支援等の機能が必要になるとされている。

³⁶ 内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム」のこと。

³⁷ 包括的データ戦略において、「データ提供主体／データの真正性等の運用ルール」、「データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール」、「パーソナルデータの取扱い」、「データ交換のための標準化」、「データの品質の考え方」が整理されている。

³⁸ 包括的データ戦略において、「データについての関係者の利害・関心の表明」、「意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入」、「データに関するガバナンスの構築」、「公正なデータ取引の担保」、「ロックイン防止のための仕組みの導入」が整理されている。

³⁹ 「データ戦略推進ワーキンググループ」の下に設置された「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するサブワーキンググループ」において策定している。

⁴⁰ ガイダンスにおいては、①多様なステークホルダーの懸念・不安感（データ流通の阻害要因）を払拭するには(a)データに対するコントローラビリティの確保、(b)公正な取引の実施の担保、(c)ガバナンス確保のためのインセンティブ設計、の3つの機能がルールに必要であることを示し、機能の実行手段の選択肢を示す。また、②各機能の実行要求レベルをステークホルダーが抱く懸念・不安（リスク）に応じ選択すべきこと、③ルールはアジャイルに更新すべきであることも示す。

それぞれのデータの整備状況や特性等を勘案し、最も適した運用形態⁴¹を検討し、整備を進める。

当面の整備対象を事業所・事業者、住所・土地、行政等の各分野のベース・レジストリとし、それぞれについて目指すべき姿の明確化、ユースケースの特定を行い、その実現に向けたID体系の整理、整備すべきデータの特定、その他課題の整理を令和4年度（2022年度）末までに行う。

また、デジタル庁を中心に、個人情報など秘匿性の高いデータに対し、誰がいつアクセスした等のアクセス情報を本人が確認できるようにするなど、データ運用における利用者の信頼性の確保を図る。さらに、APIによるデータ連携を可能とするシステム整備や、目的外利用の禁止等の制度的な課題などについては、「ベース・レジストリの指定について」に基づき適切に対応し、令和7年（2025年）までの実装を目指す。

デジタル庁は、データ標準や各種ツールの整備を進め、指定されたデータを保有する各府省庁に対し必要な支援を行う。各府省庁においては、デジタル庁の整備するデータ標準への準拠、品質評価の実施、参照ルールの徹底等ベース・レジストリに適用されるルール遵守の徹底を図る。

品質向上の必要性等の観点から令和3年（2021年）5月時点ではベース・レジストリとしての指定を見送ったデータについて、品質確保の取組を講じつつ、指定に向けて引き続き取り組む。

また、ベース・レジストリのように汎用的な活用はされないものの、特定分野において社会の基盤として使われるデータや、民間部門において整備されるデータに関して、整備を推進する必要がある。準公共分野については、情報システム整備方針に従い、関係府省庁及び関係業界が連携して当該分野に必要な基盤となるデータの整備を図る。相互連携分野については、IPAのほか関連民間機関と連携し、標準に係る整備方針を策定する。

さらに、統計データを各分野のデータと容易に組み合わせて使える状態とする観点から、データを組み合わせるためのキーとなる分類やコード、データの定義等の相互運用性の確保等、データが連携しやすい環境を整備する。

⑥ オープンデータの推進

データ利活用の重要性が急速に増大する中で、ベース・レジストリやその他の基盤となるデータ等が経済社会活動に与える意義や、社会におけるデータに関する考え方方が変化し、データのマネジメントやライフサイクルを大きく変えていく必要が増大している。また、公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組は、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、民間における創意工夫を生かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸課題の解決、これらを通じた産業の国際競争力の強化や社会全体の生産性向上に資するものとして推進してきたところであり、今後のデジタル社会の形成に当たっても、国民にデジタル化の恩恵をもたらすものとして不可欠な取組である。このため、国及び地方公共団体等において、サイバーセキュリティの確保や個人情報の保護に配慮しつつ、公共データの公開及び活用を進める。

⁴¹ 包括的データ戦略において、各府省庁等の保有するデータベース又はネットワークからキャッシュ等でデータを取得し活用する方法、ベース・レジストリカタログとの連携で活用する方法、各府省庁の保有するデータベース等からデータをマッシュアップし、新たにベース・レジストリデータベースを構築・運用する方法の3類型が考えられる」とされている。

また、情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する情報システムの連携のための標準の整備方針（以下「標準に係る整備方針」という。）に、オープンデータ・バイ・デザインや機械判読性の強化といった「オープンデータ基本指針」⁴²の考え方を反映させる。各府省庁は、行政保有データを利用者が活用しやすい形で公開するために、行政手続及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講ずる。

地方公共団体によるオープンデータの取組に関しては、地方公共団体の約7割⁴³がオープンデータ化を推進している。このため、オープンデータへの取組を実施済みの地方公共団体においては、データ利活用の観点から、データの機械判読性などの質を向上させる方策が必要であり、令和3年度（2021年度）中に、オープンデータ取組の質を測る指標を設計する。また、専門家等の派遣、地方公共団体において特に公開が望まれる分野やデータ項目の提示、先進的な取組事例や手引き等の紹介、人材育成のための各種研修の在り方、中間支援組織との連携等について検討する。他方、オープンデータの取組が未実施で独自での取組が困難な地方公共団体においては、都道府県や国等のサイトでオープンデータを掲載する等、オープンデータの取組の支援について検討する。

⑦ 基盤となるデータの整備

ア カタログサイト／コードの整備等

ベース・レジストリを始めとした各種データについては、データの整備だけでなく、データを見つけやすくする仕組みや、現場や利用者に負担をかけずに運用できる仕組みの整備が重要であることから、デジタル庁は、各府省庁の保有するベース・レジストリを始めとした基盤となるデータについて、令和3年度（2021年度）中に、一覧性、検索性のあるカタログサイトを整備し、令和4年度（2022年度）以降にデータ項目の定義を一覧にするデータ・ディクショナリ⁴⁴を整備する。

また、データ間の連携を行うためには、データの分類や、データ間をつなぐためのコードが必要になることから、政府等で整備しているコード情報の収集・一覧化を行い、カタログサイトから検索できるようにする。

イ データマネジメントの強化

基盤となるデータの整備、オープンデータも含むデータの生成・利活用、トラストの確保等を幅広く捉えた包括的なデータマネジメント⁴⁵を推進していく必要がある。

データの生成・設計・開発の工程に関しては、政府情報システムの開発の手順を示した標準である政府標準ガイドライン群⁴⁶のほか、デジタル庁が整備するデータ標準やデータ品質管理フレームワークを積極的に活用する必要がある。このため、令和3年度（2021年度）中に、データ標準及びデータ品質管理ガイドブックを策定・公開する。

⁴² 平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定、令和3年6月15日改定

⁴³ 政府CIOポータルオープンデータ取組済自治体申請数から集計（令和3年（2021年）10月12日時点）

⁴⁴ 組織内のデータ項目名やその定義を一覧にし、データ定義の誤解釈や重複を防ぐ仕組み。

⁴⁵ データを活用できる状況で整備、維持管理するための活動であり、データ設計、データ整備、維持管理及びそのプロジェクト管理の全ての活動を含む。

⁴⁶ 政府情報システムを構築するための各種ガイドで構成される。マスターデータやコードを設計するためのガイドやデータ標準などがガイドされている。

<https://cio.go.jp/guides>

また、令和3年（2021年）3月に「環境省データマネジメントポリシー」が策定され、同ポリシーに基づく行政データ連携の推進や保有データのオープン化の取組が進められているところであり、こうした取組の実施状況も参考にしつつ、政府におけるデータマネジメントの在り方を検討する。情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する標準に係る整備方針にこれらを反映させるとともに、デジタル庁が関わる情報システム整備の際に、これらへの遵守を要件とするなど実効性の確保を検討する。これらにより、ライフサイクルを通じた再利用性の高いデータの整備を行っていく。

6. デジタル産業の育成

我が国が目指すべきデジタル社会を実現するためには、民間事業者の創意工夫の下に多種多様なサービスが国民に提供されることが必要であり、ベンチャー企業等の中小企業を含む我が国のデジタル産業の育成が欠かせない。

このため、株式会社産業革新投資機構（JIC）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、独立行政法人中小企業基盤整備機構等を通じ、ITスタートアップへのリスクマネーの供給や大企業との事業提携等を促進する。

これまで1,900人超の人材を輩出、300名が起業・事業化するなど、突出したトップIT人材を創出する「未踏事業」を通じて国内のデジタル産業の担い手を発掘する。

これらの取組を通じて、令和7年（2025年）までに50のユニコーン/上場ベンチャーの創出を目指す。

また、サイバーセキュリティ製品の信頼性確保の基盤作りに取り組むことで、他国に過度に依存しない日本発の製品・サービスの育成に取り組む。

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、「スマートフォンで60秒で手続が完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靭性を確保することも含め、国・地方公共団体・民間を通じたアキテクチャの将来像を整理し、令和7年（2025年）を当面の実装ターゲットとして検討する。

行政サービスの将来像の検討に当たっては、利用者目線を徹底する必要がある。例えば、行政の保有する情報や本人の意思に基づき民間から提供された情報の範囲で自分が利用可能なサービスがお知らせされ、意思表示するだけで簡単にサービスが利用できること、行政とのコミュニケーションをデジタルチャネルで対話的に行なうことが可能とすること、サービスデザインにデジタル弱者へのサポートが組み込まれていること、また、手続を行う国民だけではなく、行政事務を担う職員の負担を軽減することも期待される。

あわせて、民間サービスも行政サービスのフロントエンドを担えるようにすることで、国民がより多様なUI・UXを選択できるようにするとともに、民間サービスと行政サービスとの一層の連携等を通じて民間サービスに新たな機会を提供しつつ、行政DXを官民共創で進めるエコシステムを創出することも重要なとなる。

トータルデザインの実現に向けて、こうした行政サービスとエコシステムの将来像を実現するようなアキテクチャを設計する。

② 実現に向けた技術及び制度の検討

このような行政サービスの将来像を見据えながら、デジタル社会の形成に関する司令塔であるデジタル庁が中心となり、関係府省庁と連携して必要な制度・システムの両面から検討し、令和4年（2022年）夏までに具体的な方向性について結論を得る。

具体的には、地方公共団体等の実務の現場で抱える課題を踏まえ、アプリケーション、情報連携基盤、ネットワークやクラウド等のインフラについて、それぞれ以下の観点から、トータルデザイン実現に向けた制度的・技術的検討を進める。

行政サービスのアプリケーションの検討に当たっては、利用者目線の徹底が重要である。システムのコンポーネント化（部品化）、API整備等の取組を進めることで、民間サービスを含め行政サービスのフロントエンドを多様化し、国民の行政サービス体験を変えていく必要がある。この観点からマイナポータルの抜本的改善等の検討を進める必要があるとともに、民間サービスの積極的かつ適切な参入を促すシステムやルールを含むアキテクチャとすることが重要である。

情報連携基盤の検討に当たっては、国民が、自らのデータに基づいて必要な行政サービスを受けられるようになるため、行政機関間の情報連携を円滑かつ安全に行なう基盤を構築する必要がある。具体的には、現行の情報連携を担っている情報提供ネットワークシステムや中間サーバ等の現行インフラ更改時の基本設計や取扱いも含め、情報連携の基盤

となる公共サービスメッシュ（仮称）⁴⁷の設計について検討する。その際は、情報連携の基盤において管理するデータの範囲やその手法の在り方について整理するとともに、行政機関間における情報照会及び情報提供について中間サーバ等を介在させず API 連携等を手段として効率化とリアルタイム化を追求する。あわせて、国民自身が自らのデータを管理している主体やその取扱いについて適切に把握しつつ、必要なときに必要な自らのデータの利用等が可能となる手法も含めて具体化を追求する。

これらの検討に当たっては、データの分散管理を基本とし、個人のデータを管理するインフラと、データを取り扱う主体ごとの権限や主体間の責任分界など、各種法令等に基づいてデータを適切に管理するための仕組みについてシステムと法制度の両面から検討する。

インフラの検討に当たっては、「三層の対策」の抜本的な見直しを含め、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について、常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャの採用も見据えながら、政府における実証研究を含めた技術的検討及び各地方公共団体の取組状況を踏まえて、国・地方を通じたネットワーク環境と統合的に検討を進める。

こうしたアプリケーション、情報連携基盤、ネットワークやクラウド等のインフラについて、アーキテクチャを根本から見直すに当たり、アプリケーションとインフラを分けて、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化の推進や、ガバメントクラウドなど行政システムが必要とする共通機能のコンポーネント化（部品化）を進め、システムの疎結合化を実現する。これにより、機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現し、民間並みのコスト実現を目指す。

また、アーキテクチャの設計及び実装の全体ロードマップの検討に当たっては、ガバメントクラウドの整備や国の業務システムのガバメントクラウドへの移行、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化のスケジュールなど現行基盤の更改時期等とともに、地方公共団体等の実務を踏まえて進めることが重要である。具体的には、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化におけるデータ要件・連携要件の検討に当たり、公共サービスメッシュ（仮称）への連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとするなど、基幹業務システムがアーキテクチャ上に円滑に位置付けられるようしていく。

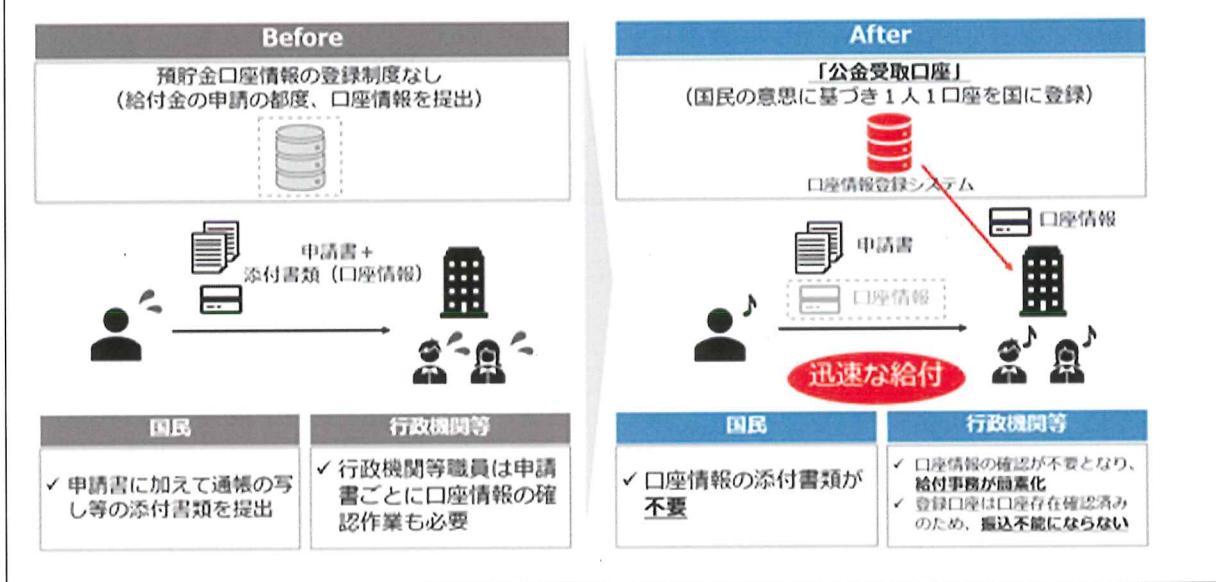
これらの取組を進めるために、官民の適切な役割分担について整理するとともに、アーキテクチャの設計・運用・管理に係る国や地方公共団体等の間の役割分担を明確化し、国・地方公共団体・民間が一体となって、トータルデザインを実現していく。

⁴⁷ ワンストップで実現するため、データの照会・提供だけでなく、プッシュ型通知・更新を行うことができ、府内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる情報連携基盤を指す。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化

【目指す姿】

- ・新型コロナウイルス感染症対策など緊急時においても必要な行政サービスが国民に届くよう、行政サービスのデジタル化を推進する。例えば、公金受取口座の登録・利用を推進することにより、迅速な給付の実現を図る。



① ワクチン接種証明書のスマートフォンへの搭載の推進

ウィズコロナ下での社会経済活動の再開のため、ワクチン接種記録システム（VRS）の記録を活用しマイナンバーカードを用いた本人確認を前提とする接種証明書のスマートフォンアプリの提供を令和3年（2021年）中に開始した。今後、提供開始後のアプリの利用状況等を踏まえて必要な改善の検討を行う。

② 特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律⁴⁸に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、令和3年（2021年）5月に「子育て世帯生活支援特別給付金」を、6月に「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を特定公的給付として指定し、迅速な給付を実現した。

マイナンバーカードを利用した公金受取口座の登録については来春、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについては令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。

このため、預貯金口座へのマイナンバーの付番の円滑化の制度と併せて関係府省庁や関係機関等と調整の上、政省令の制定や金融機関におけるガイドラインの策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、公金受取口座の登録制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

⁴⁸ 令和3年法律第38号

(3) マイナンバー制度の利活用の推進

【目指す姿】

- ・個人の ID・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する。
- ・従来は、申請手続ごとに、国民が多くの書類を準備・提出することが必要となっていた行政手続について、マイナンバー制度の利活用により、必要な添付書類が減り、また、行政の事務処理もスムーズになり手続の時間が短縮されるなど、国民の利便性の向上に繋がる。⁴⁹



① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることについて国民の理解を得るために特に重要となる。

この方針の下、トータルデザインの目指す姿に則ることを前提に、令和3年（2021年）の調査結果も踏まえ、令和4年（2022年）に、縦割りの行政事務分野の発想ではなく、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようとする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを享受できるようにする観点等、国民視点に立って、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える必要がある。

よって、デジタル庁を中心に、これらに関係する行政手続等の横串での精査を行い、上記の各制度を所管する関係府省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律⁴⁹（以下「マイナンバー法」という。）の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。

その上で、国民の理解が得られたものについて、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度の施行を目指す。

⁴⁹ 平成25年法律第27号

② 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進

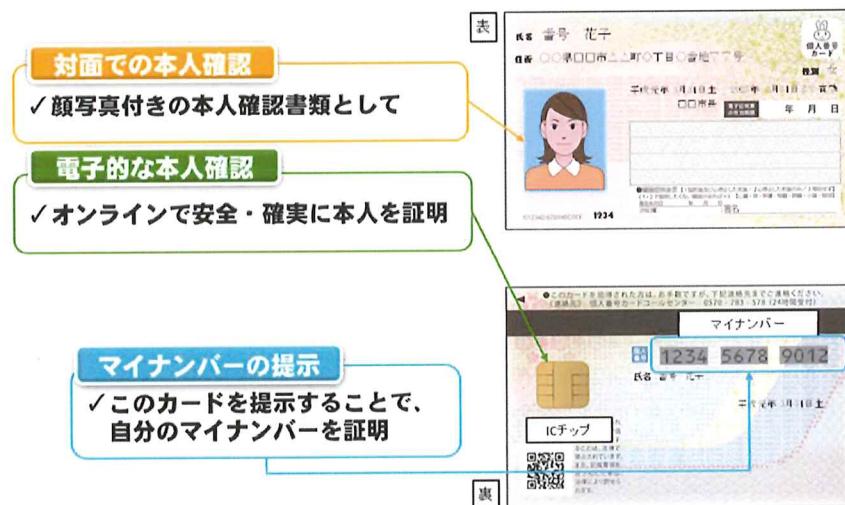
医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等について、優先的な取組としてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

令和3年度（2021年度）に、各種免許・国家資格等の範囲等について調査を実施し、令和5年度（2023年度）までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度（2024年度）にデジタル化を開始する。

(4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

【目指す姿】

・マイナンバーカードの ICチップには電子証明書などの機能を搭載しており、民間事業者を含め様々なサービスに活用することができる。例えば、マイナンバーカードの電子証明書で本人確認を行うことで、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるほか、確定申告などの行政機関に対する電子申請などに利用できる、ネット証券などの民間サービスの申込みに利用できる等、様々なメリットがあるため、マイナンバーカードの徹底的な利用を推進する。



令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。そのため、次の取組のほか、例えば新型コロナワクチンの接種会場など、住民が集まる場所での市町村による申請受付等の取組の促進などにより、マイナンバーカードの普及促進を図る。また、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおけるマイナンバーカードの利用を推進する。加えて、マイナポータルの抜本的改善・民間サービスの利用シーン拡大等を通じて、国民にとって利便性の高いマイナンバーカードのユースケースを拡充する（5.（1）「マイナポータルの抜本的改善に関する具体的な施策」参照。）。

なお、マイナンバーカードと各種カード、手帳等との一体化等については、マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表に沿って引き続き推進する。

① マイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進

診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、令和4年度（2022年度）末までにおおむね全ての医療機関等で利用できることを目指し、医療機関等での環境整備を推進する。

② マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現

令和6年度（2024年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度（2024年度）末までに警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約する。

③ マイナンバーカードと在留カードとの一体化の実現

マイナンバーカードと在留カードの一体化について中長期在留外国人がより高い利便

性を得られるものとするための検討を更に深め、関係府省庁において法令等の整備及びシステム改修を経て、令和7年度（2025年度）から一体化したカードの交付開始を目指す。

④ マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現

令和3年度（2021年度）末までに技術検証・システム設計を行い、令和4年度（2022年度）中の実現を目指す⁵⁰。

電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを目指し、スマートフォンへの搭載方法を検討する。

⑤ マイナンバーカードの国外継続利用の実現

令和6年度（2024年度）中の国外継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進める。また、本開始に伴い、マイナンバーを活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。

⑥ マイナンバーカードの電子証明書の円滑な発行・更新等

法律⁵¹の規定に基づき、郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続を実施するなど、電子証明書の発行・更新等の円滑な実施を図る。

⑦ 全業所管官庁等を通じた計画的な取組

全業所管府省庁ごとに工程表を作成し、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を推進する。なお、アンケート調査等により定期的なフォローアップを実施するなど、積極的に取り組む。

⁵⁰ スマートフォンに搭載される電子証明書は、現行のマイナンバーカードに搭載される電子証明書とは別の新たな電子証明書とする。

⁵¹ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）

【マイナンバーとマイナンバーカードについて】

- ・マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号。現在、社会保障、税、災害対策の分野のうち、法律又は条例で定められた事務手続に使用されている。
- ・マイナンバーカードは、住民の方からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカード。カードの表面は顔写真付きの本人確認書類として官民間わず利用することができ、裏面のICチップ内に搭載された電子証明書や空き領域も、官民間わず様々なサービスに利用できる。

マイナンバーとマイナンバーカード

○マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手続に限って利用されています。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - マイナンバー法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。

○マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

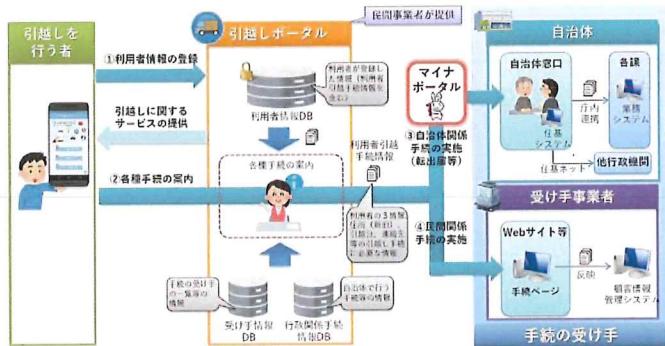


- ◆ マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民間わず広く利用可能です。
- ◆ マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。

(5) 公共フロントサービスの提供等

【目指す姿】

- ・行政手続のワンストップ化を推進することにより、国民が子育て・介護、引越しなど暮らしに直結する様々な行政手続をワンストップで行うことができるようとする。
- ・例えば、「引越しワンストップサービス」では、引越しに伴う手続の窓口となるオンラインサービスとして「引越しポータルサイト」を民間事業者が提供できるように支援することにより、利用者が、行政機関（地方公共団体）及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行うことが可能となるようとする。



① マイナンバーを活用した国民の利便性の向上

ア 預貯金付番の円滑化

預貯金口座へのマイナンバーの付番（以下「預貯金付番」という。）を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む。）について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律⁵²に基づいて、令和6年度（2024年度）中の運用開始を目指す。

このため、公金受取口座登録制度と併せて関係府省庁や関係機関等と調整の上、政省令の制定や金融機関におけるガイドラインの策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

イ 養育費の支払確保

子供の貧困問題を背景とした、養育費の支払確保の方策として、マイナンバー制度の活用の可能性について、検討を行う。

② ワンストップサービスの推進等

国民の利便性の向上を図る観点から、子育て・介護、引越し等の行政手続のワンストップ化を推進する（具体的な施策について、以下を参照。）。その際、行政手続だけでなく民間手続も含むワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を実現するため、APIの整備や公開を推進する。

先行分野における取組を着実に推進するとともに、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。

⁵² 令和3年法律第39号

ワンストップサービスの推進等に関する具体的な施策

① 子育て・介護ワンストップサービス等の推進

子育て・介護に関する手続のオンライン申請の普及促進として、マイナポータルぴったりサービスにオンライン申請における標準様式を令和2年度（2020年度）に介護関連の手続、令和3年度（2021年度）に子育て関連手続を登録し、利用を開始した。令和4年度（2022年度）にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関する手続のオンライン申請に対応できるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。

② 引越しワンストップサービスの推進

地方公共団体の手続に関しては、転出証明書情報の事前通知に関する制度改正を踏まえ、令和3年度（2021年度）に関係府省庁や地方公共団体等の協力の下、地方公共団体での実地検証等を通じて事務フロー及び必要な準備作業等を取りまとめ、地方公共団体に対して周知を行う。令和4年度（2022年度）には、全地方公共団体においてオンラインによる転出届・転入予約など、転出・転入手続のワンストップ化を実現できるよう、マイナポータルを改修するとともに、地方公共団体のシステム改修等に対する支援を行う。

民間手続に関しては、住民本人の変更後の基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）等の署名検証者への提供に関する制度改正を踏まえ、令和3年度（2021年度）から政省令等の整備を進め、令和4年度（2022年度）に本人の同意を前提に基本4情報等を本人の手続なしで署名検証者に提供するサービスを開始することを目指す。また、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、引越しを行う者が、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスについて、民間事業者等の協力の下、同サービスの検証を行いつつ、民間事業者間の接続コスト低減を図ることを目的とした引越し手続のオンライン完結に必要なデータ項目のガイドラインを検討するなど、対象手続の更なる拡大を図る。

③ 死亡・相続ワンストップサービスの推進

平成31年（2019年）4月に取りまとめた実現方策⁵³等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。

- ・デジタル庁は、戸籍情報連携システムの戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、令和3年度（2021年度）中に法務省及び関係府省庁とともに検討を行う。
- ・死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）をオンラインで完結する仕組みの構築に向けて、令和3年度（2021年度）内に課題を整理の上、速やかに対応する。

④ 社会保険・税手続のワンストップ化・ワンストップ化の推進

従業員のライフィベントに伴い民間企業が行う社会保険・税手続については、令和2年（2020年）11月から開始したマイナポータルAPIを活用したオンライン・ワンストップ化の対象手続を順次拡大する。

民間事業者がクラウドサービス上にデータを記録し、行政機関等が当該データを参照して社会保険・税手続を行うこと（社会保険・税手続の新たな提出方法）について、金融機関等が税務署長に提出する支払調書等を対象に、令和4年（2022年）1月提出分から対応するとともに、クラウド提出済みのデータを確定申告等において利活用することを検討し、令和5

年（2023年）1月以降の実現を目指す。さらに、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、令和4年度（2022年度）以降の対象拡大に向けて検討を進める。

また、公的年金等を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みである年金簡易試算Webについて、令和4年（2022年）4月の運用開始を目指し、令和3年度（2021年度）6月に開発着手、同年度後半にテスト（運用実験）を行う。

⑤ 法人設立関係手続のワンストップサービスの実現

令和3年（2021年）2月から開始した定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、GビズIDの発行等の取組について、定期的に取組状況を検証し、令和3年度（2021年度）を目途に見直しを行い、必要な措置を講ずる。

⑥ 旅券（パスポート）申請のデジタル化

旅券（パスポート）の申請について、令和4年度（2022年度）からオンラインによる申請を可能とし、その際にマイナポータルを利用し、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用する。また、マイナポータルを利用し、令和6年度（2024年度）までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図る。

⑦ 在留申請のデジタル化

在留外国人本人による在留関係手続のデジタル化について、将来の在留カードとマイナンバーカードの一体化も踏まえ、在留カードによる申請ではなく、民間のオンラインサービスに提供するマイナポータルAPIを活用するなど、マイナンバーカードによる申請について令和3年度（2021年度）中の実現を目指す。また、対象手続の追加を検討し、利用率向上のために必要な措置を行う。

⑧ 入国手続等のデジタル化

日本への入国等に係る一連の手続（検疫、入管、税関等）について、スマートフォン等の利用を通じたデジタル化を一層進め、水際対策の効率的な実施と利用者の利便性の更なる向上を図るとともに、当該手続以外においても活用できるよう必要なシステム開発を行い、令和4年度（2022年度）内にその運用の開始を目指す。

⑨ 国税関係手続のデジタル化の推進

税務に関する手続は、多くの国民に關係する一方、複雑であり、納税者にとって必ずしも分かりやすいとは言い難い。申告納税制度を基本とする我が国においては、納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現することが重要であり、更なるデジタルの活用により、これを実現していく。

そのため、国民が税務に関する手続を調べ、相談し、申告するまでの全体の流れについて、納税者の視点で、業務・システムを一体で見直し、UI・UXの改善による納税者の利便性を向上するとともに、業務やシステムの効率化・合理化を図る。

⁵³ 「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ 2018」（平成31年4月18日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

具体的には、チャットボットや確定申告書等作成コーナー、国税電子申告・納税システム（e-Tax）など関連するシステムの機能を整理するとともに、その連携等を図ることにより、利用者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。また、その一環として、個々の利用者の特例適用（青色承認、消費税簡易課税等）の状況や過去の申告・納税履歴を一覧で確認できるページをe-Tax上に設け、このページを経由して各手続を行うことができるようとする。

あわせて、マイナポータルとの連携拡充や、官民における年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）等の利用促進を図り、関連する諸システムも含めて、手続全体のデジタル化とUI・UXの改善を推進する。